

〔受入れ体制の整備のポイント〕

- 市の担当部門による就学準備のサポート
- 教育委員会による学校生活への適応及び日本語指導の充実に向けたサポート

1 「国際交流推進室」による生活支援の実施

- ・日本語をほとんど理解できず、日本の学校生活への適応が難しいと思われる児童生徒等に「国際交流推進室」職員が、就学に向けた支援として、児童生徒等に日常会話等の日本語指導を行っています。
- ・「国際交流推進室」では、この他にも、やさしい日本語を使って、日本の文化や生活ルール、各種手続きの説明など、児童生徒等に寄り添った生活支援を行っています。

2 市教委の「教育支援アドバイザー」による日本語指導・生活指導の実施

- ・児童生徒の個別の支援体制の充実に向けて、市教委の「教育支援アドバイザー」が定期的に当該校に訪問し、学校生活に適応できるよう日本語指導や生活指導などを行っています。
- ・「教育支援アドバイザー」は、学校での学習支援の他、通学路を確認し、交通ルールを教えるなど、日本での生活への適応を支援しています。
- ・市教委では、音声と文字による同時通訳が可能な翻訳機を導入し、児童生徒が個別指導や教室での一斉学習の内容を理解できるよう環境を整えています。



【同時通訳可能な翻訳機】

〔児童生徒等の実態の多角的な把握、把握後の指導のポイント〕

- 日本語の力の継続的な把握（DLAによる測定）
- 家庭との連携を図った日本語指導及び進路指導の充実

1 DLAの結果に基づいた目標設定と日本語指導の充実

- ・DLAを年間2回（5月、12月）、実施し、日本語の力の定着度を客観的に捉え、指導に生かしています。
- ・児童生徒の実態に合わせ、「はじめの一步」「語彙力チェック」「話す」「読む」「書く」「聴く」から内容を選択し、ガイド（文部科学省HP掲載）を使って実施します。
- ・DLAの結果を踏まえ、児童生徒個々の目標を設定し、日本語指導を行います。その際、保護者に対して、児童生徒の生活習慣、宗教等に十分配慮し、日本語能力や学校生活の様子を丁寧に説明し、教育活動を行います。
- ・把握した児童生徒の実態に基づいて、取り出し指導と入り込み指導のバランスを考慮した「特別の教育課程」を編成し、個に応じた日本語指導と教科指導を行います。



【入り込み指導の様子】

2 家庭の考え方を大切にした進路指導

- ・児童生徒が希望する進路に進めるよう、本人・保護者と日本語能力や学習状況を共有し、進路指導を行います。
- ・日本の高等学校へ進学を希望する場合は、高等学校への進学に備え、可能な限り、各教科の学習内容について日本語で指導を行います。
- ・一時的に日本に滞在している場合は、帰国後の生活を念頭におき家庭との連携を図りながら、日本語指導や日本文化への理解についての指導を行うとともに、母国の文化や母国語についても指導を行います。



【取り出し指導の様子】